

グローバル民主政論の地平と課題

中 谷 義 和

1. はじめに

グローバル化とは何かとなると、その理論化には多様な潮流を認めることができるが、ほぼ共通に挙げられていることは、(1)脱領域化 (deterritorialization)、(2)社会の相互連関性 (interconnectedness) の深化、(3)社会活動のスピードないし速度 (velocity) の加速化、(4)長期の過程 (long-term process)、(5)多面的過程 (multi-pronged process) という指標である¹⁾。これは、情報と運輸技術の革命のなかで「社会空間」の脱領域化の方向が強まるなかで、人々の活動が越境型連関化を深くし、そのインパクトと影響力がグローバルに及んでいるだけでなく、そのスピードが加速化し、その波動の長期化が予測されるとともに、越境型連鎖の形状が経済・政治・文化の諸次元において浮上していることを意味している。越境型接続化の長期波動の新局面が地球規模の通信技術革命を媒介としているだけに、従来のグローバル化とは異なる特徴と性格を帯びている。すると、社会的「時間」と「空間」の点で、現代は重大な「転換期」のなかにあることになる。というのも、「国民国家」が所与の“空間”と、また、「現在」が“時間”の中心軸とされてきたからである。だが、「脱領域化」と「相互連関化」の深化は脱国民国家的規模の社会関係の多面的連鎖化を呼び、また、グローバル化の長期化とインパクトには将来に及ぶものがあるだけに、未来をも視野に収めたグローバルな規模の展望が求められているし、規範性の点でも重要な課題が提起されていることになる。

現代の「グローバル化」状況は前世紀の80年代に緒についたとされる。これ

は、また、政治的正統性の転換を求めることにもなった。というのも、伝統的国民国家型民主政の成立に次ぐ「グローバル民主政」の展望を迫ることになったからである。ほぼ18世紀末に緒についた近代民主政は「国民国家」を基本的単位とし、代議制（議会制）民主政をその基本的原理としてきた（第1次構造転換）。だが、今や、社会経済関係の脱領域的相互連関化の深化は「第2次構造転換」を求めていることになる。この点は、憲法史の視点から(1)近代資本主義憲法体制の登場期（ブルジョア革命期以降）、(2)この体制と「ソ連＝東欧型社会主義憲法体制」の併存と“大競争”の局面（第1次世界大戦以降）を経て、(3)「第3の憲法史的転換期」の局面（ソ連と「パクス・アメリカーナ」の崩壊以降）を迎えていると指摘されていることにも窺いうる²⁾。

何らかの世界的規模の統治論にはカント以来の伝統があるが、この潮流に属するヴィジョンが急浮上しだしたのは前世紀末からのグローバル化状況を背景としている。その理論的傾向は多様であるが、これを「グローバル民主政（global democracy）」論で括ることができよう。この構想は、1970年代の法哲学と政治哲学において、規範理論が復活したことにもよるが³⁾、より直接的には、グローバル化状況のなかで、例えば、貧困国の増加、環境問題、国際犯罪、テロリズム、移民、流行病の伝染など、グローバルな「正義」にかかわる諸問題が浮上したことを背景としている。この言葉には「民主政のグローバル化」と「グローバル化の民主化」という二重の意味が含まれているが、いずれも、グローバル化をどのように民主化し、民主政をどのようにグローバル化するかという点では、民主政をめぐる課題が共有されている。つまり、社会経済諸関係が越境的規模で連鎖化しているという共通の認識において、政治・経済・社会・文化の越境型連接化の深化の過程をどのように民主化するとともに、民主政をどのようにグローバルに広げるかという問題である。これは、国民的規模の「政体」において経済と社会や文化が脱国民国家化しているにもかかわらず、政治が国民国家のレベルにとどめおかれているとしているとすると、あるいは、この枠組において政治機能が上方と横へと移動しているとする、どのような

民主的グローバル・ガバナンスを展望しうるか、あるいは、すべきかという問題と結びつくことになる。これは、いずれも、いわば「思考内実験」のレベルにとどまらざるを得ない局面にあるだけに、反論も含めて多様な議論が交差している。

民主政とは「人民 (*demos*) による支配 (*kratia*)」を含意し、伝統的には、一定の空間における集団的アイデンティティを基盤とした、人民による統治のことであるとされてきた。これは、ショルトに従えば、方法論的には「領域主義 (*territorialism*)」と「国家中心主義 (*statism*)」および「ナショナリズム」を分析枠組としてきたことを、つまり、「国土・国家・国民」の三幅一対的単位化を意味するものであるが、こうした3つの社会構造の形状には重大な変化が起こっているとす。彼は、これを(1)地理的次元における「超規模的諸空間 (*transscalar spaces*)」化、(2)ガバナンスの次元における「多中心主義 (*polycentrism*)」、(3)集合的次元における「アイデンティティの多元主義 (*pluralism*)」に括るとともに、次のように整理している⁴⁾。

2. ショルトの整理

〈超規模的諸空間の生成〉 リージョナル化 (沿岸諸国間接合、大陸型・大陸横断型接合) を含む「グローバル化」の状況は運輸と貿易の、また、金融とインフラの連鎖が超国民的・越境的規模で構造化していることに⁵⁾、さらには、「グローバル市民社会」が生成過程にあることにも認めうることである⁶⁾。また、近隣や都市などの隣接地域間接合の広域化という点ではローカル化 (*localization*) も進んでいる。こうした歴史的状況に即してみると、「国家」は国内的にも国際的にも経済社会関係と政治空間の中心に位置しつつも、社会地理学的空間の再規模化が進んでいるだけでなく、それぞれの規模が個別化しているわけではなくて、その結合関係が重層化していることにもなる (「グローバル化 (*glocalization*)」)。

〈政治システムの多中心化〉 ^{ポリセントリズム} 「多中心主義」とは、脱国民国家状況が深まるなかで、「多極主義 (plurilateralism)」ないし「複極主義 (polylateralism)」など規模の複合化や多極化の概念でグローバル化状況が特徴づけられてきたが、これは「センターが存在しないということではなくて、複数の分散的で相互に結びついたセンターが存在している状況」のことであるとする (p.323)。社会経済空間の再規模化と「超規模空間」の生成は国家中心的ガバナンスから、調整と規制の装置の多様化と多岐化や政策ネットワークの複合化を呼んだことになる。これは、国家が相対的自律性を留めつつも、国内行政機関は他国の関連機関との相互関係を深くせざるを得ず、したがって伝統的な階層的行政機構と権力分立内機能統一の相対的低下を呼んでいることを意味している。これは、ローカル・リージョナル・グローバルなレベルのガバナンス機関が、換言すれば、サブ・ステイトとスプラ・ステイトのレベルの政治システムが相対的自律性と相互連関化を強めているだけでなく、私的調整機関や市民社会型組織などのネットワーク化も深まっていることを、いわば、社会的ガバナンス・メカニズムがグローバルに生成していることを示している。さらには、こうした重層的多中心化は、管轄権の複合化のなかで「説明責任」の所在の不明化のみならず、「ポスト主権型ガバナンス」状況を招来させたことにもなる。

〈集合的アイデンティティの多元化〉 国民国家における情感の紐帯は集合的アイデンティティに、とりわけ、ナショナリズムに求めうる。国民としてのアイデンティティは所与の空間における固有の自然や歴史と文化に対する自生的愛着心と「国家」理念の共有を基盤として、いわゆる「想像のコミュニティ (imagined community)」(B. アンダーソン) として形成され、このコミュニティへの帰属感として土壌化している。こうした領域的空間において、各人の社会的存在は、この枠組みにおいて法的・政治的権限として制度化されるとともに、住民は「国民」に包摂されることで、「ナショナル・インタレスト」や「民族自決 (national self-determination)」の理念が生成する。だが、グローバル化のなかで「国土」は社会的地理空間の、また、「国家」は超国民的・社会的

ガヴァナンスの一部となりつつあるとすると、^{コレクティブ}集合的アイデンティティの多元化状況が起こっていることになる。この点はエスノナショナリズムの復活や土着民族の「第一民族 (first nation)」の主張に、さらには、専門的職業集団の脱領域的集団化やグローバル・コモンズに立った「グローバル市民社会」の生成に認め得ることである。しかも、こうした運動には所与の「国民国家」からの自立化と脱国民国家型連携が求められるだけに、この運動に関わっている人々の意識は、必ずしも、ひとつだけの集合的アイデンティティに依拠しているわけではなく、その「混成状況 (hybridity)」にあることになる。

3. 「グローバル民主政」論とその批判

民主政が、所与の空間における国民国家を基盤とした統治の一形態であるとする、この条件は、以上のような超規模的空間の生成や政治システムと集合的アイデンティティの多元化のなかで、空間・レジーム・アイデンティティの、あるいは「カンントリー・国家・ネーション」の一体的前提が崩れだしていることになる。「グローバル民主政」論が浮上したのは、こうした状況の認識を背景としている。これは地理的・政治的・民族的契機の一体的概念としての「国家性ないし国家実体 (statehood)」のみならず、「民主政」の再検討を求めることにもなる。というのも、近代民主政の原理が国民国家レベルにおける選挙民と政策決定者の意向との^{シンメトリー}対称性と^{コングレンス}照応性を必要条件としているだけに、同意と参加や代表制の民主的制度化が模索されることになったからである。

「民主政 (democracy)」とは「人民」と「権力」との合成語であって、「人民の権力 (power of the people)」と「人民への権力 (power to the people)」という二重の意味を含んでいる。前者は権力の帰属位置を示すとともに、政治的現実の記述的・分析的用語として使われ、また、後者は政治システムの様態の価値判断的・規範的概念であるとされる⁷⁾。こうした人民と権力との関係にかかわる区別はそれなりに有効ではあるが、歴史的現実からすると、「人民 (demos)」

の範囲をめぐる解釈を対立軸とし、直接民主制型古典的民主政から間接民主制型近代民主政への転換期以降においては、人民と権力との関係には、現実的にも理念的にも、緊張関係が内在し、民主政の形態と形状は歴史と地域を異にして大きな変化を辿ることになった。

民主政の歴史のひとつは社会階級と階層や人種と性別などを理由とした政治参加への不平等を克服し、政治的平等を制度化したことに求められる。だが、これには「規模」と「参加」という二項対立的契機の克服が求められた。というのも、国民国家型大規模社会における政治参加の平等が求められたからであり、この内在的矛盾は代議制（議会制）と民主政（普選）との複合に求められることになった。それだけに、民主政の規範的視点からすると、あるいは、「公衆（public）」とは「幻想」に過ぎないとし、受動的・被操作的存在に解消しないかぎり⁸⁾、政策の選択と設定の主体（政策決定者）とその受け手（決定の受け手）との「照応性」が求められることになり、これを欠くと政治的疎外状況が浮上することになる。これは、また、選挙民による権限の「委託（mandate）」と「説明責任（accountability）」との一体的な政治的メカニズムが求められることを意味している。というのも、前者は「^{プロスペクト}展望」に、また、後者は「^{レトロスペクト}回顧」に発している。つまり、現状において過去を問い、将来を展望すべきであるとする考えに発し、両者あいまって政治的代表者を選挙民の規制の枠内に留め置き、その政治責任を問い得るものとなるからである⁹⁾。さらには、民主政のメカニズムが作動するためには、“入力”から“出力”への転換過程においては、「参加民主政（participatory democracy）」論から予算などの政策の策定と執行に関する市民の“参加”が、また、「審議民主政（deliberative democracy）」論から政治決定における市民の“熟議”が求められることにもなる。こうしたメカニズムに欠けると、「民主政の赤字（deficits of democracy）」という問題が浮上せざるを得ないことになる。したがって、民主的な制度的枠組みには、参加の平等や説明責任の制度化が、また、統治過程の「透明性」が求められることになるが、これは、多様な市民が自らに及びうる結果に影響力を行使し、恣意

性の排除と予見可能性を維持するためである。「自律性 (autonomy)」の原理は、こうした過程への「参加」と結果の「評価」との、また、代表と被代表との乖離化を、つまり「リプレゼンテーション (主体の再出現)」の機能不全化の可能性を埋めるための自由民主政の原理的結節点に位置している。

民主政における「自律性」の原理は、個人的選択は各人の自由に委ねられるべきであるとする自由主義の原理に立脚している。この原理が社会的規模に敷衍されると、各人は社会的存在でもあって、集合的決定を必要としているし、それが合意に依拠しているかぎり、これに制約されざるを得ないとの認識に、つまり、社会と個人との不可分性の認識が個人的自律性と集合的自律性との一体的理解に結びつくことになる。この脈絡からすると、政治的自己決定は、自らの自律性の保持をもって各人の平等な参加を求めることになるし、民主的代表システムにおける政治的正統性には、少なくとも制度の点では代表と被代表との再帰的「対応性 (congruence)」が必要とされることになる。こうしたメカニズムによって、各人は自らの集団にたいするアイデンティティを覚え、その決定に「集合的自律性 (collective autonomy)」を認めることで「自己決定」(自治)の観念が成立しうることになり、これを欠くと「自律性」や「民主的正統性」に悖ることになる。

こうした自由民主政の原理は国民国家レベルの制度的要件であるし、不十分であるにせよ、それなりに機能しているとはいえ、グローバルなレベルの要件とはなりえてはいない。というのも、デモスは国民国家に制約されているし、主権者であるといえども、この圏域に留めおかれていて、超国民的・脱領域的争点には“参加”しえず、超国民的レベルの争点の設定と決定は国際機関や国家間調整を媒介としているからである。こうした「政府間主義 (intergovernmentalism)」においては、国民は国際的決定の受け手に過ぎず、グローバルなレベルにおける公的決定に関与しえないことを、また、ある国家による決定の影響を他の(諸)国民が受けることになったとしても、これに関与しえないことを意味している。したがって、グローバル化のなかで経済社会学

的地理空間が脱国境化し、課題の脱領域が起こっているにもかかわらず、さらには、ある国家の決定が広範化し、脱領域的規模の波及効果を呼ぶ状況にあるにもかかわらず、民主政は国境の枠内にとどまっていることになる。「超国民的政治レベルにおける民主政の赤字」と呼ばれる状況はこの脈絡に位置している。すると、「民主政のグローバル化」ないし「グローバル化の民主化」という課題が浮上せざるを得ないことになる。こうしたヴィジョンが「国民国家型民主政」の規模を超えるものであるだけに、望ましいことなのかという「待望性」やその「実現可能性」という点で疑問と批判を呼んでいるだけでなく、その展望と理論となると、歴史的にも現実的にも多様なものがあるが、現代の代表的理論のひとつとして「コスモポリタン民主政 (cosmopolitan democracy)」論を挙げることができる。

〈ヘルドとハーバーマスの所論〉 M. アーキブージはグローバル民主政の「制度的諸システム」として次を例示している。

(1)世界のすべてのリージョンを包括するものであって、(2)超国民的諸機関がグローバルな性格を帯びた一連の(列挙された)争点について拘束的決定を下しうるものでなければならない。また、(3)この諸機関の成員は選挙によることで、あるいは、政治的授権について公式の透明な関係において市民の諸集団の代表者となり、応答の原則に耐えうる存在でなければならない。さらに、(4)領域を基礎とする構成単位のバランスある代表制を採用するとともに、可能であれば、職能代表制の原理とも結びついて全市民を平等に代表しうることを目指すものでなければならない。そして、(5)超国民的諸機関は多様な決定ルールに従うだけでなく、少数派といえども、私益ではなく、正当と判断されうる重要な関心事項に依拠している限り、その拒否権は排除されてはならないし、(6)自立した超国民的司法機関が立憲的ルールに従って紛争を解決しうるとともに、(7)決定とルールの設定にあたっては、絶対的条件とはいえないまでも、可能な限り集権型の強制手段をもって遵守を求めうる強固なメカニズムを伴うものでなければならない¹⁰⁾。

上記の引用にも見られるように、この「グローバル民主政」のコスモポリタン型モデルは、国民国家レベルの自由民主政の原理的要件をグローバルなレベ

ルに投射したものであるといえる。これは「コスモポリタン民主政」のひとつのモデルであって、ヘルドを中心とした「コスモポリタン民主政」論者が軌を一にしたヴィジョンを提示しているわけではなく、一様に括るわけにはいかない。だが、経済社会関係の脱領域化と相互連関の深化という現状認識に立ち、「共通財の惨状」などの現代的課題に脱領域規模のグローバルな対応が求められているとする点で、つまり、経済社会のグローバル化とそのなかで浮上した課題への対応が求められているという点で認識を共有し、政治のレベルにおける対応力の欠如を指摘するものとなっている。

ヘルドの「コスモポリタン民主政」は「自由民主政」の「自律性の原理」をグローバルなレベルに敷衍しようとするものである。つまり、グローバル化のなかで「重複型運命共同体」が超国家的に生成し、対処すべき課題も脱国民国家レベルに及んでいるにもかかわらず、デモスは国民国家レベルに留めおかれていて、超国民国家レベルにおいては決定者とその受け手との乖離が起こっていると、つまり、「自律性の原理」との齟齬が浮上しているとする。この認識は、いわば、「グローバル民主政」の「待望性」を「必要性」に求め、現実的必要性に実現可能性を認めるものといえる。この乖離を埋めるためのヴィジョンとしてヘルドが提示しているモデルが「コスモポリタン型民主的公法 (cosmopolitan democratic public law)」を基礎とする「多層型政治システム (multitiered political system)」である。これは「世界政府」や「世界国家」を展望するものではなく、多くの著作において繰り返し指摘しているように、自由民主政の基本的価値に依拠した多層接続型のグローバル・ガバナンスである。だが、そのシステムの具体化となると、とりわけ、接続構造に占める「国家」の位置やグローバルとリージョナルなレベルの制度的複合化の点で、コスモポリタン派の間にあっても異ならざるをえず、例えば、D. アーキブージは「連合 (confederacy)」と「連邦 (federacy)」との中間形態を想定し、ヘルドは何らかの国際レベルの「議会」ないし「会議体」を想定しつつも、その執行はナショナルないしローカルな機関に留めおくべきであるとしている¹¹⁾。

「グローバル民主政」の別の代表的論者にハーバーマスがいる。彼は「フランクフルト学派」の第2世代の代表的理論家にあたる¹²⁾。彼も、新自由主義的グローバル化のなかで「領域的でナショナルな福祉国家」の形状が変容していると理解し、1990年代中期以降、グローバルな、あるいは、コスモポリタンな市民社会の視点からグローバル・レベルにおける民主政の問題を取り上げるに至っている¹³⁾。

ハーバーマスもグローバル化とそのなかで起こっている国民国家の変容の認識をヘルドたちの「コスモポリタン民主政論」派と共通にし、グローバル化とは「貿易と生産、商品と金融市場、ファッション、メディアとコンピューター・プログラム、移民の波、大規模技術の危険、環境破壊と流行病、組織犯罪とテロ、こうした諸現象の世界的拡大の累積的過程」のことであるとする(S. 174)。そして、この脈絡において、主権国家の相互依存関係が深化し、「脱国民的形状 (*postnationale konstellation*)」が生成しているとする。越境状況が深化するとともに、ライフ・チャンスの格差が拡大しているとの認識において、ハーバーマスは「多層型システムとして政治的に組織された世界社会」の必要を指摘している。そのモデルは「諸国民からなるグローバル国家ないし世界共和国」では、あるいは「民主的連邦国家」像ではなくて、国民国家を中心とし、また、「国家」を「法と正統的権力の源泉」とするものであって、(主として、リージョナルないし大陸的な)^{トランスナショナル}国民横断的レベルと(主として、世界的ないし^{スプラナショナル}グローバルな)超国民的レベルからなる3層型の複合的ガヴァナンス・メカニズムを想定しているものと思われる。というのも、彼は次のように述べているからである。

適切に改編された世界組織が^{スプラナショナル}超国民的 (*supranationaler*) レベルで平和の維持と人権の向上という重要な機能を明確な条件のなかで実効的かつ区別することなく遂行しうることになるが、この組織が世界共和国という国家に類する性格を持つことにはならない。中間の^{トランスナショナル}国民横断的 (*transnationaler*) レベルでは主要諸国が世界内政治 (*Weltinnenpolitik*) の困難な諸問題に対処することになる¹⁴⁾。

ハーバーマスは、また、(1)「グローバル市場社会型新自由主義モデル」、(2)「権力中枢なき分散型帝国主義というポスト・マルクス主義のシナリオ」、(3)「広域圏システム型反カント的プロジェクト」を批判している。というのも、彼は、(1)は法による統治と政治的に組織された世界社会の展望ではなくて、帝国的権力を基盤とした「ヘゲモニー的自由主義 (*hegemoniale Liberalismus*)」論であると、また、(2)は国家中心型政治の拒否という点では(1)とパラダイムを共有するものであって、その限りでは、「根なし草」的であって、法的展開の規範的力学を排除しているとする¹⁵⁾。そして、(3)はC. シュミット (Schmitt) が「モンロー・ドクトリン」の発想に着目し、世界を「広域 (*Großraum*)」に分割するとともに、帝国列強による各圏域ないし勢力圏における排他的で位階的支配を志向した発想に類するものに過ぎないとする (*ibid.*, S. 182-91; pp.185-92)。こうした理論的地平から、ヘルドやハーバーマスはグローバル化時代の民主政を展望するのであるが、これに対する懐疑論や批判が浮上していないわけではない。

〈批判的所論〉 「グローバル民主政」論は“実践”の局面というより、なお、「思考内実験」ないし「ヴィジョン」提示のレベルにとどまるものである。こうしたヴィジョンをめぐるのは国際法学分野からのみならず¹⁶⁾、国際政治学を含めて広く政治学サイドからも多様な視点から批判が提起されている¹⁷⁾。この点は、歴史的にみても、世界政治の法制化像をめぐる古くからカント的理想主義とシュミットの現実主義との対抗が繰り返されてきたことにもうかがうることであるし、両者の理念的対抗は国際政治のパラダイムの基本的対抗軸ともなっている¹⁸⁾。国際政治学 (論) における現実主義派の理論は、国家に主権 (相互に排他的な管轄領域における全体包括的な公的權威の法的観念) を帰属させ、いわばホブズの政治心理学から国際政治を国家間の利益と「文化」をめぐる権力闘争であるとする (「権力闘争型政治観」)。したがって、国際政治がアナキーであることを前提とすると、そのアリーナーは、結果の予測不能性のなかでアクターの個別的“利益”が追求される不安と猜疑心の舞台となる。

それだけに、攻勢と保守が不可避の心性とならざるをえない。かくして「正義」の原理すらも弱者の論理と、また、“道義”は権力政治の修辞に過ぎないと、あるいは、道徳性に訴えることは紛争を激化させるに過ぎないと見なされ、この脈絡において権力闘争は時空間を超えた経験的“事実”であるとされるとともに、政治は“技術”視されることにもなる。この脈絡において、「国民的利益(国益)」は“自然状態”であるとされ、国際政治においては自己保存の要請が「権力」の獲得と保持の論理と結びつくことで軍事力と同盟関係の強化に、さらには、「権力のバランス」に“安全”が想定されることになる。また、国際機関や国際法は自己保存の枠内において有効性を持ちうるに過ぎないと見なされることになる。このパラダイムは「国家」に「国民的利益」の実現の主体を設定し、その対立的相互関係に国際政治の“現実”を措定するものである。だが、このパラダイムには「国益」の内実の、また、「国民的利益」と「国際的利益」との相互関係の説明が求められることになる。というのも、“インタレスト”の概念は物質的「利害」のみならず、知的・文化的「関心」ということも含意しているだけでなく、政治学的には「国家」という表象に“インタレスト”を包括的に仮託し、ヘゲモニー機能をもって「国民的利益」として具象化することで、国家がネーションの“インタレスト”として物神化するからである。この脈絡からすると、グローバル化のなかで越境型相互関係が深まり、主権型国家ないし国家主権の蚕食状況が起こっている状況においても、あるいは、それだけに、国際法やグローバル・ガヴァナンスに占める規範性の契機は「権力」政治の次元に置換されることになる。また、個別の「国益」という視点から国際政治にアプローチされるだけに「グローバル民主政」論の入りうる余地はないことになる。これは、「公益」とは「私益」の暫定的複合体に過ぎないとすることで「公益」否定論の、国際政治への投射版である。この点では、理想主義的国际政治論が、総じて、規範的視点から国際法の強化や国際機関の形成を求めるだけに、現実主義的政治観とは対立的位置にあることになる。

国際政治において「国民(型)国家」は重要な構成単位の位置にある。これ

はナショナリズムという情感の契機と国家という人工の契機との偶発的複合体であり、歴史的に累積された社会的所産である。それだけに、分離と個別化の力学を不断にはらんでいるといえるが、この関係論的・情緒的実体は民族的契機エスニックと市民的契機シヴィックの複合的統一体として強力な凝集性を宿し、集团的レベルにおける政治的自己決定の基本原則となる。この原理は自由民主政の個人レベルの、集団レベルへの敷衍であって、民主政の基本原則ではあるが、強力な内包的力学は排除の論理と力学に転化しかねない性格を帯びている。とりわけ、政治的には「外敵」を設定することで内的「統一」を期したり、内的「分裂」の危機を「外敵」の仮説をもって克服するという手法にも訴えられてきた。

すると、ナショナリズムがローカルなレベルにおける価値の共有を基盤とする内発的倫理の培養基であるだけに、グローバルなレベルにおける一般的規範との折り合いをどのようにつけるかが問われることになる。この点では、いわゆる「文明化パラダイム (civilizational paradigm)」ないし「文明化主義 (civilizationism)」論を想定することができる。というのも、このモデルからすると、S. ハンチントンの「分明の衝突 (clash of civilizations)」(1993年) にも見られるように、グローバル化は文明の邂逅を呼ばざるをえないだけに、社会の基本的紐帯である文化や宗教の衝突は不可避であるとされるからである。確かに、「9・11事件」(2001年) は「文明の衝突」にもみえるが、“衝突”したのはアメリカの膨張主義的“力”の外交とイスラム原理主義のテロの“衝突”であって、「文明」そのものの“衝突”とはいえない。確かに、歴史的には諸民族は対立と“衝突”を繰り返してきたが、こうした対立を「文明の衝突」に解消するわけにはいかないし、共存や融合の過程も経ている。また、国際状況に鑑みると宗教や文化の違いを留めつつも共存している諸国は多いといえる。すると、国際主義と「土着性」ルーテドネスないしローカリズムとは必ずしも二項対立的要素とはいえないことになる。というのも、ナショナリズムなどの固有なるものへの愛着心といえども、それが正当性や「正義」の原則の枠内にある限り、自国民のみならず、他国民の同調心を喚起しうることにになり、そうでない場合には

両者のレベルで反撥を呼ぶことになるし、「ジンゴイズム」に過ぎないと見なされることにもなるからである。暴力の排除が基本的不可欠の原理とされ、それが前提とされることになれば、“多様性”は民主政と矛盾するわけではなく、むしろ、「対話」と「討議」の基盤となり、新局面の起動力となりうる。この点では、「自由民主政」の原理は“同質化”ではなく、異質性を前提とし、「コミュニケーション」を媒介とした“同意”導出の体制原理である。この原理は、国際政治のレベルにおいても、すでに、「国連憲章」や「世界人権宣言」の基本的理念とされているといえる。だから、また、グローバル化状況のなかで、これを実質化しうることが求められることになったといえる。

「グローバル民主政」については、R. ダール (Dahl) が厳しい批判を寄せている。彼は、自らの国民国家型民主政像である「ポリアーキー (polyarchy)」の視点からすると、グローバル民主政はその要件を欠いているとする。つまり、「政党と個人が公職を求めて競争するという」、また、市民が「政治に参加」し、「影響力とコントロール」を行使するという国内政治の条件は国際政治においては機能しえず、そのモデルとはなりえないと判断しているのである¹⁹⁾。この指摘は「規模」と「参加」という二項対立的制約という認識に発してのことであるが、彼自身が、また、遠く、J. S. ミルが指摘しているように、都市国家型ないし地域型の民主政を「国民国家」規模で機能させるという難問は“代議制”民主政をもって、それなりに克服されたことに鑑みると、世界史の実験であるとはいえ、グローバル化状況においても実現しえない課題ではないことになる。だが、確かに、ダールも指摘しているように、グローバルなレベルで権限を授権すると、選挙民と代表機構との媒介システムを欠きかねないだけに、「世界的君主制ないし単独型支配体制 (universal monarchy)」を、あるいは「世界的帝政」を呼びかねない²⁰⁾。この危険はカントも、さらには、立場を異にしてシュミットも共有していたことである。というのも、シュミットの「広域圏 (Grossraum)」の理論は、人々の社会活動における時空間の拡大を不可避とみなし (Raumrevolution)、アメリカやイギリスの自由主義的帝国主義に対抗す

るためには、ヨーロッパ規模におけるドイツの支配が必要であるとのナチ帝国主義の理論（「大地のノモス」）に連なったからである²¹⁾。カントが民主的決定を下しうる程度の自律的国家の規模を重視し、「世界政府」ではなくて、グローバルなレベルでは諸国民の連合を、また、ヨーロッパ規模ではアメリカ合衆国型の「連邦 (federacy)」ではなくて、これに先立つ諸邦の「連合 (confederacy)」を構想したのは、こうした危惧に負うものである。この視点は、ルソーやモンテスキューが、あるいは、アメリカの「反連邦派 (Anti-Federalists)」が「大共和国」に危惧をもったのも同様の認識に発している。この認識からすると、いわゆる「非公式の帝国」と呼ばれる状況にあって、いたずらに「グローバル民主政」を唱えることは、U. ベック (Beck) も指摘しているように、「コスモポリタン型使命の帝國的濫用」を呼び、グローバル・ヘゲモンの支配につらなりかねないことになる（「グローバル民主政」の「陥穽」の危険²²⁾）。それだけに、個別「グローバル民主政」には国家と国際機関の民主化という二重の民主化が求められるだけでなく、国家間の再帰的自己認識を呼びうるだけのガバナンス・メカニズムや「グローバル市民社会」の形成も求められることになる。

4. 「グローバル民主政」の地平と課題

デューイは「公衆 (public)」を規定して、「トランザクションの間接的な諸結果の影響について、配慮されてしかるべき程度に及んだ人々の集合体である」としている²³⁾。彼は W. リップマンの「幻の公衆」論を踏まえ、自らの哲学的基本概念である「トランザクション (transaction)」から「大社会」状況における「公衆」を導き出している。この視点からすると、社会は諸活動の複合的連鎖からなり、そのなかで相互に影響を受ける規模と程度に及ぶ場合に「公衆」が成立しうることになり、影響力を共有した集合体であることになる。すると、これは、他者の相互作用の第3者であっても、自らが、また、別の相互作用の当事者でもあるわけだから、影響力の複合状況が生まれ（「公衆」の複合

性と「公職者」の登場)、民主政の視点からすると、影響力を受ける人々の自律的「参加」と「決定」が規範的にも制度的にも求められることになるし、その限りでは「責任」の共通性の原理も浮上することになる。というのも、この理念からすると、諸局面の「決定」の結果に責任の自覚を促しうることになるだけでなく、集団的決定によって「結果」のマイナス効果を最小にとどめうるし、決定と結果の連鎖に民主政の契機を介在させることで漸次的前進を期しうるという前提に立っているからである。

デュエイの「公衆」論を国民国家レベルにおける民主政と結びつけると、「公衆」が自律的意志において集合的ないし一体的に決定に参加しうること（集合的自己決定）を意味していることになる。これは「国民国家」という“規模”においてのことであって、グローバルな“規模”を前提としているわけではない。だが、社会経済関係が越境化し、影響力が超領域化する状況が強まっていることに鑑みると、^{アン・ズィット}即時的存在であるにしろ、いわば「グローバル公衆」が生成し²⁴⁾、「領域主義・国家中心主義・国民主義」の一体的パラダイムの組み替えを迫っていることになる。「グローバル民主政」論はこの地平に位置している。

では、どのような共通の課題に直面しているのであろうか。この点で、多くの「グローバル民主政」論者が指摘していることは、核拡散やテロといった安全保障、環境破壊、経済格差の拡大とそれに起因する教育と健康など、いわば「人権」と「生存」にかかわる問題である。こうした諸問題は超国民的性格の問題であって、少なくとも実効的に対処しようとする国民国家を越えるレベルでの対応が求められることになる。また、多くの国際的機関も族生しているが、こうした機関の決定に市民が協議を含めて自律的に参加しているわけではないし、その制度的説明責任の点では「透明性」を欠き、政策の「評価」や「修正」に関わりうる状況にはない。この問題を俎上に乗せようすると、浮上せざるをえないのが「文化的基盤」や「国家」という問題である。

領域主権型国家は閉鎖的自立性と非干渉の原理（互惠的排他性、排他的包括

性)に立ち、「正義」の原理も所与の国内における「相互作用依存型正義(interaction-dependent justice)」を原理的前提としている²⁵⁾。このパースペクティブにおいて、所与の社会内レベルの「正義」の原理は国際間においては妥当しなだけに、「再分配的正義(redistributive justice)」の“義務”も同様であるとされる²⁶⁾。確かに、「正義論」といえども、時間性と空間性を免れえず、両契機に制約されざるをえない。そのかぎりでは、“普遍性”や一般的妥当性を主張することは特殊性をもって普遍性を強要しかねないことにもなる。すると、所与の歴史的局面において、ある「正義」の原則といえども、同質化を求めるものではなくて、相対性と多元性に依拠せざるをえないことになる。だが、グローバル化とは“時空間の圧縮”であり、経済社会関係の連鎖の空間的“拡張”であるとする、個別性の膨張(「他者包括化の力学」)と自己相対化の認識を内在しうることになる。この脈絡からすると、個別性の物理的“衝突”の回避のためには不断の再帰的・自律的相対化のみならず、これを機能させるための一般原則も求められることになる。そうでないと、グローバル・レベルのコモンウェルスにおいては、自律的多様性を基礎とした「連帯」は形成されえないことになる。「グローバル民主政論」は、基本的には、グローバル化の現状認識において、こうした価値論的地平に立っている。

グローバル化のなかで集合的アイデンティティの重層化と相互依存性が深化するなかで、異質の排除をもって個別性を保守しようとする心性との緊張関係が浮上することになる。すると、「グローバル民主政論」が機能しうするためには、他者を媒介とした再帰的自己確認が、いわば“差異”への寛容が求められるとともに、その認識が越境的に共有される必要があることになる。これは、いわば、「文化的相対主義」の認識である。だが、差異の承認が無原則性や価値判断の欠如を、全ての価値を同等視する価値論に立つべきことを意味しているわけではない。「文化の政治」の規範性からすると、不当な物理的抑圧とその脅威や“暴力”までも許容されるわけではない。これを許容すると、「文化的相対主義」の原理そのものの崩壊を呼ぶことになる。すると、多数の生活世界がひと

つの社会的舞台において平和裡に共存しようという「複数世界 (pluriversality)」において、「グローバル民主政」が成立しようするためには、少なくとも“暴力”が排除されねばならず、民主政と平和の原理に制約されざるをえないことになる。だが、確かに、ヘルドは中・長期的展望から「グローバル民主政」における物理的強制力について論じてはいるが²⁷⁾、グローバルな基本法や多層接続型のガヴァナンスの構想において物理的強制力をどのように位置づけるかという難問は、なお、不分明なものに留まっている。この問題は、差異への寛容が広がり、また、敵対者をテーブルにつけようメカニズムや衡平の原理をグローバルに制度化しようすることで、物理的強制力の発動の必要を相対的に小さくしようことになるといえよう。だが、国家間対立の超国家的調停や司法的解決の制度的対応のヴィジョンは提示されてはいても、これと物理的強制力との連関化の問題となると、さらには、“内戦”下における市民の救助システムをどのように構築するかとなると多くの難問が浮上することになる。また、現況において物理的強制力の国際化はヘゲモンの軍事行動の補完部隊に転化するという危険も強い。グローバル化の時代であるからこそ、戦争とは政治の“延長”であるとする政治観ではなく、破壊と殺戮の政治であるとする考えがグローバルに共有され可能性も高まっていることになるが、この可能性が現実に転化しようするには、確かに、克服すべき課題には困難な点が多い。それだけに、「グローバル民主政」とは「根無し草」的発想や中世ヨーロッパの現代版であって、結局は民主的立憲国家を放棄することにならないかとの、あるいは、ヘルドのモデルについては「法律なき民主政 (democracy without law)」であるとの、また、ハーバーマスの認識については「グローバル政府なきグローバル・ガヴァナンス」であるとも批判されているのである²⁸⁾。とはいえ、「グローバル民主政」論は、グローバル化の時代における諸課題を民主政の視点から、どのように克服するかという地平に立っているといえる。

また、「グローバル民主政」における「国家」の位置という問題が浮上することになる。近年の政治学において「国家」と「ステイト国家実体」ないし「ステイトネス国家性」を

区別している論稿が多くなっている²⁹⁾。本稿では、この概念の区別には立ち入らないことにし、ここでは「国家」とは領域に区画化された人々の経済的・社会的・政治的諸関係の複合的表象であって、その主権性をもって国際政治を構成している基本的要素としておく。すると、「国家」において、所与の空間における経済社会関係が包括されていることになるだけに、「人民」ないし「国民」主権の理念において、他の「国家」からの相対的自律性が維持されていることになるし、国内民主政の制度的基盤でもあることになる。この点では、自己決定の理念において、国連憲章も他国の干渉を排除しうる正当な根拠となりうるとしている³⁰⁾。

「グローバル民主政」は国内民主政と不可分の関係にあるだけに、それが成立しうるためには国内の民主化と結びついている。だが、これを他の「介入」によって期すことは自律性の原理にもとることになる。この点では、いわゆる「民主的平和 (democratic peace)」テーゼに関わる問題が浮上する。このテーゼは、「自由主義的国际主義 (liberal internationalism)」の理念的潮流に属し³¹⁾、現実主義的国际政治論に対抗する位置にあり、貿易と通商の必要は資本主義的民主政国家に戦争や紛争を避けさせるとする。だが、例えば、資本主義的民主政国家とされるアメリカが戦後の国際政治において、干渉と戦争という政策に訴えてきたという現実からすると事実と反することになるし、貿易と通商は主要資本主義諸国や多国籍企業を軸として国際的に位階化され、いわゆる富裕国と貧困国との格差が拡大していることも現実である。この視点からすると、「民主的平和」テーゼは、ヘゲモニー的国家の民主政観や利害関係を他国に押し付けたり、それが受け入れられるかぎりにおいては成立しうるとしても、そうでないと、干渉や戦争に訴えられてきたことになる。この視点からすると、「アメリカ民主政」をもって、民主政の所与の理念や体制と見なすことを控え、その相対化が求められることになる。以上の諸状況を踏まえると、「グローバル民主政」論には、どのような課題が想起されうるかについて、いくつか視点を挙げておこう。

ヘルド自身が当初の“フェデラル”な「グローバル・ガヴァナンス」モデルから、より分権型のモデルへと移っているように³²⁾、「グローバル民主政」論者といっても、そのヴィジョンは多様であり、「国民国家」解消論の実効性については批判的であるとしても、条約型民主的ガヴァナンス論から「世界型連邦(cosmo-federalism)」論に及んでいる³³⁾。この点では、LSEを中心としたグループの「多層連接型」モデルは、両者の中間形態に位置しているといえよう。だが、このモデルといえども「思考内実験」の試行錯誤の過程にあり、理念史の脈絡からすると、国家レベルでは「自由民主政」原理の、また、国際レベルでは「自由主義的国际主義」の潮流に位置しているが³⁴⁾、課題のグローバル化という現状認識において、国民国家型民主政を超えるレベルにおいて民主政像を設定しようとするものであるだけに、伝統的民主政論からすると、矛盾やジレンマを抱えざるをえない。この点では、国民国家を中心とした「多層連接型」モデルにおいて、どのような地域的単位をもって複合するかが問われることになるし、また、交差型の有機的構成であるとしつつも、その組み方の制度化の点では、なお、明確にされるべき点を残している。とりわけ、このガヴァナンスのモデルにおいては、包括的基本法というより「ガイドライン」や「共通の規範」に依拠した協力型モデルも提示されているだけに、その実効性と安定性には疑問も発せられている。さらには、ハーバーマスは、「“国家”とは政治権力の行使ないし政治綱領^{プログラム}の実行に有効な階統型の組織的諸能力の複合体である」の^{コンステイテューション}にたいし、「“憲法”は、自由で平等な創造者たちが互いに認め基本的諸権利を設定することで市民の水平的な結合体を規定する」とし³⁵⁾、「憲法」と「国家」を分離したうえで、ナショナルなレベルでは「主権の中心的諸要素」を保持した「最終調停者」を、グローバルなレベルでは「改良型国連」を、中間的・国民横断的レベルではエネルギー・環境・金融・経済政策を中心としたガヴァナンスの3層複合型モデルを想定している。だが、近代の憲法体制ないし憲政史において「国家」は「憲法」と一体化して、その「規範性」は物理的強力に担保され、その行使ないし行使の威嚇を背景としているだけに、3層

間の連関性に疑問や批判も発せられている³⁶⁾。

以上のように、グローバル化の時代に至って国民国家型民主政の理念と制度の再検討のうちに、共通課題に対処しうるパラダイムが求められているとしても、越境接続型政治システムをどのように構築するかとなると、理論的にも実践的にも極めて困難な課題に直面していることになる。

5. 結び

「世界政府」型平和論は、サン・ピエール（Abbé de Saint-Pierre, 1658-1743年）の『永遠平和の草案（*Projet de paix perpétuelle*）』（1713年）に発する。彼はM. ポリニャク枢機卿に具して「ユトレヒト平和会議」（1713—15年）に出席している。世界平和論は、その後、カントやルソーをはじめとする多くの論者に継承され、今日に及んでいる。ただ、今日の「グローバル民主政」論は、国民国家の形成史を経て、社会関係の越境化と相互依存関係が深化するなかで浮上しているという点では歴史的背景を異にし、国民国家を越えるレベルで民主政のモデルが求められているということ、この点に現代の「グローバル民主政」論の課題と特徴を求めることができる。この脈絡において「コスモポリタン民主政」論や国家間連合の諸モデルが提示されているといえる。こうした構想は、国民国家における“自由”と“統合”との緊張関係にも似て、“アナーキー”と“世界政府型統合”を両端とする線上のどこかに位置した将来像であるだけに、視点を異にして、多様なモデルと批判も提示されている³⁷⁾。

確かに、直面している課題からすると、これに対処しうるだけのグローバルな対応メカニズムが求められているが、国民国家を国際関係の基本的構成主体としている現状においては、民主化を外からの参入に求めたり、あるいは、逆に、外へと押しつけることは集团的「自律性の原理」に悖り、民主政を外的要因に解消しかねないことになる。これは、民主政の地歩を失うことになるだけでなく、「複数世界」や「文化間差異の承認」の原理と乖離することになる。と

いうのも、価値の多元性や複数性とは差異の認識を前提とし、同質化を、いわんや強制的同質化を意味するわけではないからである。国民国家の民主化とグローバル民主政とは両立しえないわけではないとしても、前者を欠落させては後者も成立しえないといえる。この点では、諸国の自律的民主化が第一義的位置にあり、これを踏まえてこそ、リージョンとグローバルなレベルにおける民主政との有機的ガバナンスを展望しうることになる。だが、この場合といえども、国民国家間競争や体制間差異とも結びついて共通の規範をどのように設定するかという問題が浮上せざるをえない。また、時空間の「圧縮」は対立的契機を同一空間に可視的に持ち込むことにもなる。それだけに、経済社会関係は「国民国家」において包括され、「国家」の観念をもって「国民」が代表されるという構造において、超国民国家レベルの調整を媒介として政策に転化することは困難なものとならざるをえない。すると、グローバルなレベルにおける合意の集約や代表基盤の設定は困難であるとの視点から、「グローバル民主政」は成立しえないとする考えに連なる。

だが、「グローバル民主政」は、包括性と参加との、集権と分権との原理的緊張関係のなかで、何らかの脱国民国家型ガバナンスの模索と結びついている。その営為は、文字通り、「堅い板を穿つ」ような作業ではあるが、ヨーロッパの国民国家型民主政やアメリカの連邦国家の形成史に、さらには、EUの経験に鑑みると、経済社会関係の空間的規模の拡大と政治的統合の必要において他者間の連帯も形成されてきたといえる。この視点からすると、民主政も国民国家を超え得ないことにはならない。また、宗教やナショナリズムが障害となるともされるが、大国主義やショーヴィニズムと結びつかない限り、ナショナリズムは相違の、あるいは、「彼我」の認識に発しているだけに共存と協同の、あるいは「協治」の基盤となりうることになる。国家に包括されたデモスの人民は、自らの国家が民主的で平和を志向する“実体”である限りにおいて、その統治に「正統性 (legitimacy)」を認めているとも言える。というのも、「正統性」とは成文法との「適合性 (validity)」ないし合法性のみならず、共通の理念による

「正当化可能性 (justifiability)」をも意味しているからである。この点では、ウェーバーの正統的支配の諸類型は「規範的」というより「経験的」分析視点を提示したものといえる。すると、現実の障害をもって可能性を否定すると、「共通財の惨状」という現状認識にも対処しえず、その限りでは「正統性」を失することになる。この点で「多層接続型グローバル民主政」のモデルは、国民国家・リージョン・グローバルの各レベルを「人権」を共通の理念的紐帯とし、「互恵性」と「補完性 (subsidiarity)」の原則で有機的に接合しようとするものであるが³⁸⁾、これには、国民国家の民主化と「グローバル市民社会」との複合的展開が、さらには、NGO などによるグローバル市民の自覚化の活動が求められることにもなる³⁹⁾。

LSE の「諸変容 (transformations)」グループが指摘しているように、グローバル化の時空間次元が拡張過程にあるとはいえ、「グローバル民主政」のガバナンス・メカニズムをどのように構想し、その具体化を期すかとなると、その必要は認識されつつも、なお、“ヴィジョン”のレベルに留まっている。確かに、リージョンのレベルにおいてはEUにおける国民国家の“ヨーロッパ化”を挙げうるとしても、「歴史の実験」の過程にあるし、アジアないし東アジアの場合には歴史の負の遺産も引きずっているだけでなく、体制的違いも抱えているだけに、リージョナル・ガバナンスのメカニズムの形成はさらに困難な事情を抱えている。しかし、東アジアにおいても地域的経済圏が生成し、超国境型の経済社会関係も生成しているなかで、「多極協調型リージョナル・ガバナンス」の機構化が模索され出している。

カーは次のように指摘している。「ユートピアと現実とは政治学の2つの側面である。確かな政治思想と確かな政治生活が発見されるのは、両者が至当な場所に収まりうる場合に過ぎない」⁴⁰⁾と。この視点を踏まえると、「グローバル民主政」の展望は個別国家の民主政の深化・国際諸機関の民主化・国際的市民運動の複合的展開に依拠した「多層接続型」構成をとらざるをえないと思われる。また、先進資本主義国の経済と後発資本主義国の貧困とには構造的なも

のがあり、それが暴力やテロの背景ともなっているだけに、その対応を先に延ばすことは、当面の費用を大きく超える負担を将来に強いるだけに、グローバルなレベルでの対応を、その限りでは先進資本主義国の冗費の節減も、とりわけ軍事費の縮減が求められている⁴¹⁾。「グローバル民主政」は、こうした現代的課題の地平に立っている。

空間的には国民国家を超える人権の制度化が求められている。また、時間的には現存の人々の人権のみならず、自然保護を含めて次世代の人権（「第3の人権」）をどのように守るかが問われている。累層化されてきた「人権」の理念は「現在」と「国民国家」を軸に設定されてきたが、21世紀の人権をどのように展望すべきかという課題は、「民主的世界政府」というより、「グローバル化の民主化」と「民主政のグローバル化」という枠内で「現実主義」的に対応すべき局面にあり、その限りでは新しい民主政論とこれを基盤としたグローバルな協力体制の構築が求められていることにもなる。「グローバル民主政」論は、理念と運動のレベルにとどまらず、制度化のレベルでも多様なヴィジョンとして浮上しているが、これは「グローバル化の現代」の歴史的反映であるといえよう。

注

- 1) この整理は次による。William E. Scheuerman, “Globalization” (<http://plato.stanford.edu/entries/globalization>).
- 2) 杉原泰雄『憲法と資本主義』勁草書房、2008年、終章。
- 3) ショルトは、「グローバル化」時代における民主政の多様な再構成論を(1)コスモポリタン派 (D. Held, A. Linklater, J. Bohman)、(2)マルチラテラリスト派 (M. Zürn, A. Buchanan, R. Keohane)、(3)批判的政治経済学派 (S. Gill, R. Munck)、脱構造主義派 (W. E. Connolly, R. B. J. Walker) に括ったうえで、(1)は所与の国土を越えるレベルの民主政の模索を、(2)はリージョンとグローバルなレベルの権限を授権された超国家型ガヴァナンスによる民主的正統性の構築を、(3)は物質的不平等に対処し、地球的規模の民主的参加とコントロールの実現を、そして、(4)はアイデンティティを国民とのみならず、他の集合体と結びつけることで多元的社会的深化を、それぞれのヴィジョンの特徴としているとする (Jan A. Scholte, “Reconstructing Contemporary Democracy,” *Indiana Journal of Global Studies* 15(1), Winter 2008, pp.305-50. だ

が、こうしたヴィジョン違いも力点の置き方に発して、必ずしも相互に排他的であるとは言えない。なお、「コスモポリタニズム (cosmopolitanism)」という言葉は、「コスモス (cosmos: universe)」と「ポリス (polis: city)」の複合語であり、「ポリス」を「コスモス」のレベルに拡げることを意味している。また、「コスモス」には「美」や「秩序」の意味が含まれているだけに (e.g., cosmetics)、「秩序ある世界」ないし「美の世界」を含意しているとされる。次を参照のこと。Raffaele Marchetti, *Global Democracy: For and Against; Ethical theory, institutional design, and social struggles*, Routledge, 2008, p. 59. 正義論からすると、「正義 (justice)」の範囲は「ユニヴァーサル」であり、全体包括的であって、その限りでは各人は平等な政治的権能を有するものとされる。だが、ローカル・ナショナル・グローバルなレベルで正義の原理が共存しうる場合には対立は起こりえないとしても、そうでない場合を想定すると、自治と強制という政治力学が作動するだけに、機構論的には、「世界政府」論から条約型協力論に及ぶ多様なガヴァナンス論が浮上することになる。

- 4) Scholte, *ibid.*, 2008.
- 5) D. Held et al., *Global Transformations: Politics, Economics and Culture*, Polity Press, 1999 (古城・白井・滝田〈訳者代表〉『グローバル・トランスフォーメーションズ—政治・経済・文化』中央大学出版部、2006年); Center for the Study of Globalization and Regionalization, *Globalization Index* (<http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/index/download>).
- 6) 「グローバル市民社会 (global civil society)」の概念は論争的ではあるが、ショルトは、その基盤を(1)“グローバルな気候変動”のような世界的争点への対応の必要、(2)「IT革命」を媒介とした市民的ネットワークの形成、(3)NGOなどの超国民的組織を基礎とする市民的活動、(4)労働者や女性のような社会集団間の超領域型連帯の生成に求めている (J. A. Scholte, *Globalization: A Critical Introduction*, Palgrave, 2000, pp.217-18).
- 7) R. Marchetti, *op. cit.*, 2008, pp.11-12.
- 8) W. Lippmann, *The Phantom Public*, 1925 (河崎吉紀訳『幻の公衆』柏書房、2007年).
- 9) John Dunn, “Situating Democratic Political Accountability,” in A. Przeworski et al., ed., *Democracy, Accountability, and Representation*, Cambridge University Press, 1999, pp.329-44.
- 10) マーティマス・ケーニッヒ・アーキブージ「グローバル民主政は可能か？」(中島・中谷編著『グローバル化と国家の変容』御茶の水書房、2009年3月、所収)。
- 11) Daniele Archibugi, “Principles of Cosmopolitan Democracy,” in Archibugi, Held, and Koehler, eds., *Reimagining Political Community: Studies in Cosmopolitan Democracy*, Stanford University Press, 1998. 「コスモポリタナ民主的公法」における基本的権利の規定と事項については、次を参照のこと。D. Held, *Democracy*

- and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, Stanford University Press, 1995, pp.190-201 (佐々木・遠藤・小林・土井・山田訳『デモクラシーと世界秩序』NTT出版、2002年). 次も参照のこと。D. ヘルド (中谷義和訳)『民主政の諸類型 (*Models of Democracy*, 1996)』御茶の水書房、1998年、445-46頁。
- 12) 政治学・公法レベルにおける第1世代の代表的理論家としてノイマン (Franz L. Neumann, 1900-54) を挙げることができよう。彼は1933年にイギリスに亡命後、LSEでH. ラスキの指導を受けて政治理論分野で第2の学位を取得後、36年にアメリカに渡り、フランクフルト学派の亡命先となった「社会調査研究所 (Institute for Social Research)」に属し、戦時下の1942年には「戦略サービス局 (Office of Strategic Service)」に勤めている。その後、1948年にコロンビア大学の公法・政治理論の教授となるが、1954年にスイスにおいて自動車事故で亡くなっている。なお、LSEのヘルドの最初の単著は、次の「フランクフルト学派」の批判理論の検討の書である。D. Held, *Introduction to Critical Theory: Horkheimer to Habermas*, Hutchinson and University of California Press, 1980. また、ノイマン研究の近著としては次がある。Jürgen Bast, *Totalitärer Pluralismus*, Mohr, 1999.
 - 13) Jürgen Habermas, *Zeit der Übergänge*, 2001; *Time of Transitions* (English edition, ed. and trans. by C. Cronin and M. Pensky), Polity, 2006, ch.6.
 - 14) *Ibid.*, S. 134; p.136.
 - 15) ハーバーマスが想起している「ネオ・マルクス主義」とは、ハートとネグリの『帝国』(2000年)である。また、『帝国』の批判的検討については次を参照のこと。Martti Koskeniemi, “Comments on Chapters 1 and 2,” in M. Byers and G. Nolte, eds., *United States and the Foundations of International Law*, Cambridge University Press, 2003.
 - 16) 国際法学的視点からの批判については次を参照のこと。William E. Scheuerman, *Frankfurt School Perspectives on Globalization, Democracy and the Law*, Routledge, 2008, chs.8 and 9.
 - 17) 「グローバル民主政」の成立条件と歴史的経験を踏まえて、次はその可能性を提示している。M. アーキブージ、前掲論文。
 - 18) 次はシュミットの「具体的秩序 (*Konkrete Ordnung*)」の概念からモーゲンソーの国際法の理解について論じている。Martti Koskeniemi, “Carl Schmitt, Hans Morgenthau, and the Image of Law in International Relations,” in Michael Byers, ed., *The Role of Law in International Politics*, Oxford University Press, 2003, pp.17-34. また、次はモーゲンソー、アレント、シュトラウス、マルクーゼをアメリカ政治理論の展開における「最も影響力の豊かな亡命知識人」としている。Peter Graf Kielmansegg, “Introduction,” in P.G. Kielmansegg et al., *German Emigrés and American Political Thought after World War II*, Cambridge University Press, 1995.

- 19) Robert A. Dahl, "Can International Organization be Democratic? A Skeptics View," in I. Schapiro and C. Hacker-Cordón, eds., *Democracy's Edges*, Cambridge University Press, 1999, pp.19-37.
- 20) 次は保守主義的・現実主義的「システム均衡」論的視点から、また、規範の「多神教 (polytheism)」から「コスモポリタニズム」を批判する位置にある。Danilo Zolo, *Cosmopolis*, Polity Press, 1997. この書の批判的検討については次を参照のこと。Tony Coates, "Neither cosmopolis nor realism," in Barry Holden, *Global Democracy: Key Debates*, Routledge, 2000, ch.6.
- 21) William E. Scheuerman, *op.cit.*, 2008, pp.14-5.
- 22) 次を参照のこと。Ingeborg Maus, "From Nation-State to Global State, or the Decline of Democracy," *Constellations* 13, no.4, 2006 (translated by James Ingram from the German version).
- 23) John Dewey, *The Public and Its Problem*, Holt, 1927, pp.15-16 (阿部斉訳『現代政治の基礎—公衆とその諸問題』みすず書房、1969年、19頁)。
- 24) 「グローバル公衆」という概念は次に負う。Frank Cunningham, "The Global Public and Its Problem," in Deen K. Chatterjee, ed., *Democracy in a Global World: Human Rights and Political Participation in the 21 Century*, Rowman & Littlefield Publishers (中谷義和訳「グローバル公衆とその諸問題」『立命館法学』第319号、2008年10月)。
- 25) R. Marchetti, *op. cit.*, 2008, pp.21-23.
- 26) J. Rawls, *The Law of Peoples, with The Idea of Public Reason Revisited*, Harvard University Press, 1999 (中山竜一訳『万民の法』岩波書店、2006年)。
- 27) ヘルド『民主政の諸類型』終章を参照のこと。
- 28) William E. Scheuerman, *Frankfurt School Perspectives on Globalization, Democracy and the Law*, 2008, chs.8 and 9.
- 29) ひとつの説明としては次がある。中谷義和「グローバル化の現代—ひとつの視座」(中島・中谷編著、前掲書、所収)。
- 30) 「国連憲章」第2、39、42条。
- 31) 「自由主義的国際政治論」については次を参照のこと。A. Moravcsk, "Taking Preference Seriously: a liberal theory of international politics," *International Organization* 1997 (51-4), pp.513-53. なお、資本主義と民主政との積極的・消極的相関性について論じた代表的文献を簡潔に整理したものとしては次がある。Gabriel A. Almond, "Capitalism and Democracy," *PS: Political Science & Politics*, Sep. 1991, vol.24, no.3, pp.467-74.
- 32) D. Held, "Democracy: From City-States to a Cosmopolitan Order," in D. Held, ed., *Prospect for Democracy*, Polity Press, 1993, pp.13-52.
- 33) 例えば、次を参照のこと。R. Marchetti, *op. cit.*, 2008, ch.7; I. Maus, *op. cit.*, 2006. 前

- 者は、予測されうる行動の“結果”を重視する「結果主義 (consequentialism)」と「全体包括的民主政」の原理に立っているのにたいし (pp.16, 154)、後者の懸念は、「グローバル民主政」の実効性のみならず、ヘゲモンによる世界支配に連なるとの危惧感に発している。この懸念は国際法の視点から次にも共有されている。W. E. Scheuerman, *op. cit.*, 2008.
- 34) 「コスモポリタン型ガヴァナンスの諸仮説」の整理については次を参照のこと。R. Marchetti, *op. cit.*, 2008, p.139 (table 6.2).
- 35) J. Habermas, *op. cit.*, S.130; p.131.
- 36) W. E. Scheuerman, *op. cit.*, 2008, ch.9.
- 37) 批判的文献については次を参照のこと。Scheuerman, *op. cit.*, 2008, p.192, n.4.
- 38) 「補完性の原則」とは、欧州連合設立条約案(1984年)と「マーストリヒト条約」(1993年発効)に盛り込まれた権限行使の一般的原則であって、「EUは、個々の加盟国よりも効果的に所定の目的を達成できる場合にのみ、その限りにおいて行動する」とする原則である(中原善一郎「補完性の原則」、『国際政治経済辞典』東京書籍、2003年、711-12頁)。この原則は、イギリスが「ヨーロッパ連邦」の形成を危惧し、また、ドイツが自らの権限の留保を主張するなかで採択されたものであって、高次の政治単位への権限の委託は相対的有効性と必要性の枠内に留めおかれ、これに欠ける場合には、有効性を持ちえないとすることで下位の政治単位への介入を阻止しようとする発想に立っている(A. Føllesdal, “Survey Article: Subsidiarity,” *Journal of Political Philosophy* (6) 2, 1998, pp.190-218)。「補完性」の原則の批判的指摘については次も参照のこと。Neunreither, “Subsidiarity as Guiding Principle for European Community Activities,” *Government and Opposition* 28(2), 1993, pp.206-20.
- 39) C. Görg and J. Hirsh, “Is international democracy possible?” *Review of International Political Economy* 5(4), Winter 1998, pp.585-615.
- 40) H. H. Carr, *The Twenty Year's Crisis: An Introduction to the Study of International Relations*, Macmillan, 1939, p.10 (井上茂訳『危機の二十年：1919-1939』岩波文庫、1996年)。
- 41) D. ヘルド「グローバルな挑戦—応答責任と実効性」(中島・中谷編著、前掲書、2009年、所収)。

(中谷 義和、立命館大学名誉教授)